

変更契約理由書

営業サービス事業に関する広報業務（第1回変更理由書）

新料金導入に際して営業サービス事業に関する広報業務（以下「本業務」という）において当初予定していた広報媒体に加え、よりきめ細かくお客様にお知らせすることを目的に下記の広報媒体を追加するものである。また、本業務の開始時期等が明確になったことから、当初予定の広報媒体に係る放送時期や完成時期等の指示をすることとなったものである。

<追加項目>

- ・新聞折込チラシ
- ・ホームページ
- ・阪神高速料金ガイド
- ・雑誌掲載